

鳥取県告示第574号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年8月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
赤松淀江線	米子市淀江町西尾原字宝ヶ瀬85-1地先から 同市淀江町西尾原字下大塚205-2地先まで	変更前	8.0~32.7	842.0
		変更後	8.0~65.3	872.0

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
尾高淀江線	変更前	米子市泉字喜多原786-1地先から同市淀江町 平岡字下宝ヶ瀬160-1地先まで	8.8~32.7	644.0
		米子市淀江町平岡字中駄渡729-2地先から同 字724地先まで	7.0~7.1	79.0
	変更後	米子市泉字喜多原786-1地先から同市淀江町 平岡字下宝ヶ瀬160-1地先まで	10.6~83.0	491.0